# 【支援の一例】

# 住居確保給付金

賃貸住宅にお住まいの方で、離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額が亀岡市から支給されます。 ※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。

## 家計改善支援事業

ファイナンシャルプランナーとの面談を通じて 家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握 します。相談者が自ら家計を管理できるよう に、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、 関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっ せん等を行い、早期の生活再生を支援します。

## 就労支援·就労準備支援事業

就労に関する助言や支援を行います。

就労準備支援事業では、「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6カ月から1年の間、一般就労の準備として、基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

電話・メールにてお問い合わせください

#### ≪電話≫

0771-56-8039



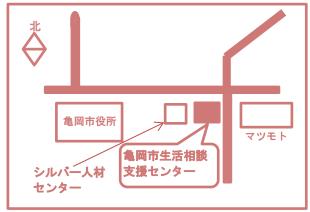
kameoka-center@com-sagano.com

≪開所時間≫

月曜日~金曜日 <sup>国で</sup> 午前 9:00~午後 5:00 (土日祝、年末年始は休み)



亀岡市安町釜ヶ前 23-5 アザレアマンション 1 階



※お車でお越しの方は市役所の駐車場を ご利用ください

この事業は亀岡市から委託を受け社会福祉法人 全国手話研修センターが実施しています。

# 自立相談支援事業のご案内



社会福祉法人 全国手話研修センター

**畠岡市生活相談支援センター** 

## よくある質問

#### Q:誰が利用できる?

A: 亀岡市内に在住し、生活保護に 至る前の生活困窮者で、本事業 による支援が必要である方です。

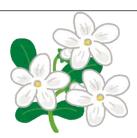
Q: 利用にお金はかかる?

A: 利用は無料です。

Q: どんな相談ができる?

A: 毎日の生活で不安や心配なこと、 経済的なこと将来のことなど… 何でもご相談ください。

- \*収入がなく、生活ができない
- \*親の介護のために仕事を辞めたが生活を維持できるか不安
- \*引きこもりの子どもの将来が心配
- \*病気になってこれからの治療や生活が不安



お気軽に お問い合わせ ください!!

# 相談支援の流れ

# ① 受 付

相談支援員が相談を受けます。 来所できない方には相談支援員 が家庭訪問します。



## ②支援計画

相談支援員がご本人とご家族からの聞き取りを行い、ご本人と一緒に課題等を整理して支援計画(プラン)(案)を作成します。



市の関係機関等が集まり、プラン(案)を作成します。

# ④ 支援決定



調整会議で作成したプラン(案)を 亀岡市が最終的に確認し、支援決 定を行います。

# ⑤ 実 施

プランに基づき、支援サービスが実施されます。



支援サービスの経過や効果を確認し、支援サービスを終了します。終了後も必要な方について

は継続してフォローします。

秘密・個人情報は厳守します